

選択的夫婦別氏制度などを導入した民法改正 の早期成立を求める会長声明

昨年9月、民主党を中心とする連立政権が成立した。当会所属の弁護士でもある千葉景子法務大臣は選択的夫婦別氏制の導入に積極的姿勢を示し、鳩山由紀夫総理大臣も賛成の意向を示していたところ、法務省は、本年2月19日、選択的夫婦別氏制度などを導入した民法改正案（概要）を公表した。当該改正案は、法制審議会が14年前に答申した法律案要綱をようやく法案化するものであり、当会は、国会での早期成立を強く求めるものである。

まず、選択的夫婦別氏制度について述べると、同制度は、夫婦のあり方について選択肢を増やし、その自己決定権を拡充するものであって、両性の平等と男女共同参画社会実現のために、早急に導入されるべきである。民法が定める夫婦同氏の原則のもとでは、夫婦は、婚姻に際し夫または妻のどちらか一方の氏を選択しなければならない。2006年の人口動態統計によれば、我が国では96.3%の夫婦が夫の氏を選択しており、改氏を余儀なくされることに伴う社会的不利益の大半は現代日本社会においては女性が被っている。最高裁判例も認めるとおり、氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものであって（最高裁第三小法廷 昭和63年2月16日判決）、婚姻後も自己が永年使用してきた氏を継続して使用することは、法律上も保護されなければならない。

次に、女性にのみに課している再婚禁止規定（民法733条）は早期に見直されるべきである。当該規定の立法趣旨は、父子関係の確定のためと説明されているが、夫婦や家族のあり方が多様化した今日の実情にそぐわないばかりか、DNA鑑定等科学技術の発達により親子関係の確定が容易になった現在、もはやその必要性も失われている。

そして、子が数人あるときに婚外子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定（民法900条4号）は、本人の意思や努力によって変えることのできないものを身分として定めるものであって、憲法13条、14条、憲法24条2項に反することは明らかである。最高裁においても、繰り返し、撤廃すべきであるとの意見が述べられており、早急に改正されるべきである。

以上の諸点に関し、国連においても、日本における民法（家族法）のあり方が、たびたび問題視されている。我が国は、1985年いわゆる女子差別撤廃条約を批准締結しているにも拘わらず、これまで国内法の整備を怠ってきた。女性差別撤廃委員会の最終見解では（2009年8月7日）、選択的夫婦別氏、再婚禁止期間の短縮、婚姻年齢の18歳への引き上げ、婚外子の相続差別撤廃を勧告し、この勧告実施に関する詳細情報を2年以内に提出するよう政府に求めている。また、自由権規約委員会の最終見解でも（2008年10月30日）、女性の待婚期間の廃止、男女の婚姻年齢の一致、婚外子の差別条項の除去などの民法改正が求められている。

よって、当会は、選択的夫婦別氏制度の導入、再婚禁止期間の見直し、婚外子の相続差別撤廃等を始めとした民法（家族法）の改正法案について閣議決定の上早期に国会に提案され、速やかに可決成立されることを強く求めるものである。

2010（平成22）年3月17日
横浜弁護士会
会長 岡部 光平